

水資源に関する政策

国土審議会 水資源開発分科会 調査企画部会

平成26年10月3日

- 目 次 -

①水資源に関連する政策
参考資料

p 1 - p 6

p 7 - p 15

①-1 水資源に関連する政策

国土強靱化

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 施行
(平成25年12月11日)

- 内閣総理大臣を本部長とする国土強靱化推進本部の設置

○国土強靱化基本計画 策定 (平成26年6月3日 閣議決定)

- 国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定
- いかなる災害が発生しようとも、①人命保護が最大限図られること / ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること / ③国民財産及び公共施設に係る被害の最小化 / ④迅速な復旧復興 を基本目標
- 起きてはならない最悪の事態
 - ・上水道等の長期間にわたる供給停止
 - ・異常濁水等により用水の供給の途絶
- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備

○国土強靱化アクションプラン2014 策定(平成26年6月3日 国土強靱化推進本部決定)

- 毎年度、施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針をアクションプランとしてとりまとめることにより、基本計画を着実に推進する

①-2 水資源に関連する政策

水循環基本法

○水循環基本法 施行（平成26年7月1日）

- 内閣総理大臣を本部長とする水循環政策本部の設置
- 水循環基本法の目的
 - 水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする
- 水循環の定義
 - 水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること
- 健全な水循環の定義
 - 人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環
- 今後のスケジュール
 - 水循環に関する施策についての基本的な方針、水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める「水循環基本計画」を平成27年夏までの出来る限り早い時期に策定

①-3 水資源に関連する政策

○経済財政運営と改革の基本方針2014について

○平成27年度予算の方針を示す「経済財政運営と改革の基本方針2014について」を閣議決定
(平成26年6月24日)

- 50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指し、少子化・人口減少の克服や地方再生などに総合的に取り組む方針が盛り込まれている

未来への選択 ー人口急減・超高齢化を越えて、日本初成長モデルを構築ー

○経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会 設置 (平成26年1月20日)

○これまでの議論の中間整理 「未来への選択 ー人口急減・超高齢化社会を越えて、日本発成長・発展モデルを構築ー」を取りまとめ (平成26年5月13日)

- 人口急減、超高齢化という未来が近づいていることを直視した上で、2020年頃を節目としつつ、半世紀後までを展望しながら、中長期的な課題とその克服に向けた対応の方向性を示す
- 制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、「人口急減、超高齢化」への流れは変えられる
- 国民の希望どおりに子どもを産み育てることができる環境をつくることによって、人口が50年度においても1億人程度の規模を有し、将来的に安定した人口構造を保持する国であり続けることを目指していく
- 本年度内目途に、最終報告をとりまとめ

①-4 水資源に関連する政策

国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(平成26年5月21日)

- 将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築・継続的に発展
- 国民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンス産業の競争力確保の実現
- 各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定する。
- 国土交通省のダムでは平成28年度までに個別施設計画を策定することとしている。

農林水産省インフラ長寿命計画(行動計画)の策定(農業用水関連)(平成26年8月19日)

- 将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けて、ストックマネジメントサイクルを確立し、継続的に改善
- 施設の戦略的保全管理、ライフサイクルコストの低減により、我が国の食料生産を安定的に支える
- 技術力の向上、技術開発・導入の推進、関係者間の連携強化等による保全管理体制の構築

①-5 水資源に関連する政策

国土のグランドデザイン2050

- 新たな「国土のグランドデザイン」構築に関する有識者懇談会 開催
(平成25年10月28日～平成26年6月27日)
- 「国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～」公表
(平成26年7月4日 国土交通省)

- 急速に進む人口減少と巨大災害の切迫という2つの大きな危機に直面しており、2050年を見据え、国土づくりの理念や考え方を示すものとしてグランドデザインを策定
- コンパクト＋ネットワークにより、「新しい集積」を形成し、いわば国全体の生産性を高める国土構造を構築することが、新たな国土づくりの基本的な考え方として必要
- 横並びを脱し個性を深めていくため、各地域が多様性を再構築し主体的に自らの資源に磨きをかけ、その上で、複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進していくことにより、新たな価値創造が可能になる。
- 中長期的に1億人程度の人口構造を保持することができるものと見込まれる。
- 巨大災害のリスクが存在することを念頭に置いて、災害が発生しても、人命を守り、致命的なダメージを受けない、災害に強い国土づくりを進めていく必要がある。
- 今後、グランドデザインを踏まえ、国土形成計画の見直しに着手

①-6 水資源に関連する政策

○国土の強靱化、水循環基本法、長寿命化計画、国土のグランドデザインの政策が打ち出され、それぞれの政策の水資源に関連する重要な指針に基づき、全ての国民が水の恵沢を将来にわたって享受できることを確保するための対策を実施することが重要である。

国土の強靱化

- ・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持
- ・被害の最小化
- ・迅速な復興復旧

国土交通省インフラ長寿命化計画

農林水産省インフラ長寿命化計画(農業用水関連)

- ・ストックマネジメントサイクルを確立、継続的に改善
- ・国民の安全・安心の確保、トータルコストの平準化
- ・インフラの的確な維持管理・更新 等

国土のグランドデザイン2050

- ・将来人口を1億人程度にキープ
- ・コンパクト+ネットワーク

安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、全ての国民が水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指す必要がある。

- ・大規模地震対策
- ・施設の老朽化対策
- ・危機的な渇水における用水供給対策

水循環基本法

- ・水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させる。

参考1 国土強靱化－強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法－

- 平成25年12月、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法施行。
- 基本方針として人命の保護が最大限図られることや、重要な機能の持続可能性、迅速な復旧復興等が示された。
- 国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる国土強靱化基本計画、都道府県、市町村の他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を定めることについて規定。

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

- ・国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。
- 策定手続き
 - ・案の策定(推進本部)
 - ・閣議決定

脆弱性評価の実施

- ・国土強靱化基本計画の案の策定に当たり、推進本部が実施

国土強靱化地域計画の策定(都道府県・市町村作成)

- ・国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべき基として国土強靱化地域計画を定めることができる。

調和

- ・国の他の計画(国土強靱化基本計画を基本とする)
- ・国による施策の実施

- ・都道府県・市町村の他の計画(指針となる)
- ・都道府県・市町村による施策の実施

参考2 国土強靱化—国土強靱化基本計画(抜粋)—

- 平成26年6月、国土強靱化基本計画が策定(閣議決定)された。
- 基本計画では理念として、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保することや、基本的な方針等として、ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせることが示されている。また、特に配慮すべき事項として、オリンピック・パラリンピックに向けた対策等も示されている。
- 起きてはならない最悪の事態とプログラムの推進方針として、上水道等の長期間にわたる供給停止及び異常渇水等による用水の供給の途絶が示されている。

国土強靱化の基本的考え方

〔理念〕

○国土強靱化の基本目標

- ① 人命の保護
 - ② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

〔基本的な方針等〕

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
 - 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
 - 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
 - PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
 - PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等
- #### 〔特に配慮すべき事項〕
- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

起きてはならない最悪の事態とプログラムの推進方針

(1) 上水道等の長期間にわたる供給停止

上水道、工業用水道施設等の耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進する。また、大規模災害時に速やかに復旧するため広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。

(2) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- ・ 水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストック及び雨水・下水道再生水等の水資源の有効活用、農業用水の利用・管理の効率化を図る。
- ・ 気候変動に対応した渇水対策の検討及び災害時における地下水利用、雨水有効利用のための指針を策定する。
- ・ 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

参考3 水循環基本法

○平成26年7月1日水循環基本法が制定され、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないことや、健全な水循環への配慮として、水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない等が規定されている。

目的(第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

定義(第2条)

1. **水循環**: 水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること
2. **健全な水循環**: 人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

基本理念(第3条)

1. **水循環の重要性**: 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと
2. **水の公共性**: 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと
3. **健全な水循環への配慮**: 水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない
4. **流域の総合的管理**: 水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと
5. **水循環に関する国際的協調**: 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務(第4～第7条)
○水の日(8月1日)(第10条)

○関係者相互の連携及び協力(第8条)
○法制上の措置等(第11条)

○施策の基本方針(第9条)
○年次報告(第12条)

水循環基本計画(第13条)

基本的施策(第14～21条)

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環政策本部(第22～30条)

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

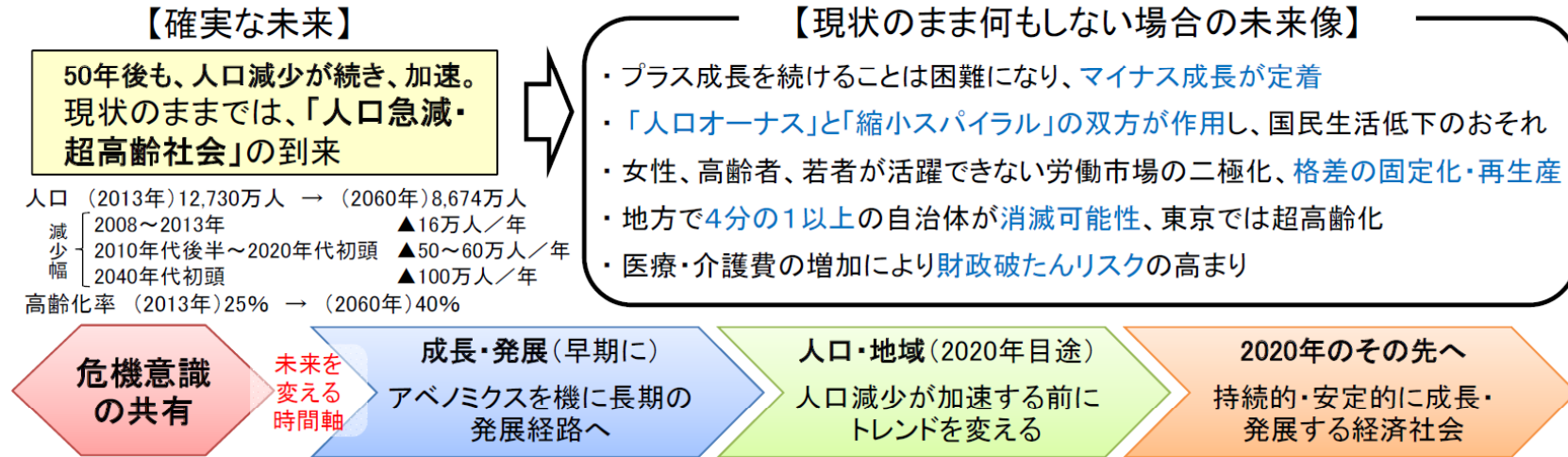
組
織

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 内閣官房長官
水循環政策担当大臣
本部長 : 全ての国務大臣

9

参考4 選択する未来－人口急減・超高齢化社会を越えて、日本発成長・発展モデルを構築－(中間整理)

○平成26年1月、経済財政諮問会議 専門調査会「選択する未来」委員会が設置され、中間整理「未来への選択」が取りまとめられた。制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、「人口急減・超高齢化社会への流れは変えられることや、50年後に1億程度を保持すること、経済を世界に開き、「創意工夫による新たな価値の創造」により成長し続けることについて提言された。



【未来への選択】

- ・制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、「人口急減・超高齢社会」への流れは変えられる
- ・若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚し、子どもを産み育てることができるよう集中して改革・変革

①人口

50年後に1億人程度(この場合、その一世代後には微増に転じる)

- ・国民の希望どおり子どもを産み育てられる環境により、1億人程度の人口を保持
- ・資源配分を高齢者から子どもへシフト、出産・子育て支援を倍増。費用は現世代で負担
- ・子どものための政策推進

②成長・発展

経済を世界に開き、「創意工夫による新たな価値の創造」により、成長し続ける

- ・イノベーションが生産性向上の切り札
- ・産業・企業の「新陳代謝・若返り」(ダイナミズム)
- ・オープンな国づくりと、外国人材の戦略的受け入れ
- ・債務残高対GDP比引下げ等の明確な目標

③人の活躍

年齢、性別に関わらず能力発揮

- ・男女の働き方改革により、能力や意欲に応じた活躍の機会充実
- ・70歳まで働ける社会(新生産年齢人口)
- ・未来の技術や産業に適応したプレイヤーの育成
- ・格差の再生産の回避

④地域の未来

個性を活かした地域戦略、集約・活性化

- ・新しい発想で資源を利活用し、働く場所をつくる(農業、観光等)
- ・「集約・活性化」によるコンパクトな地域・地方中枢都市圏域の形成
- ・東京への若者の人口流出を抑制
- ・東日本大震災の復興を地域のモデルに

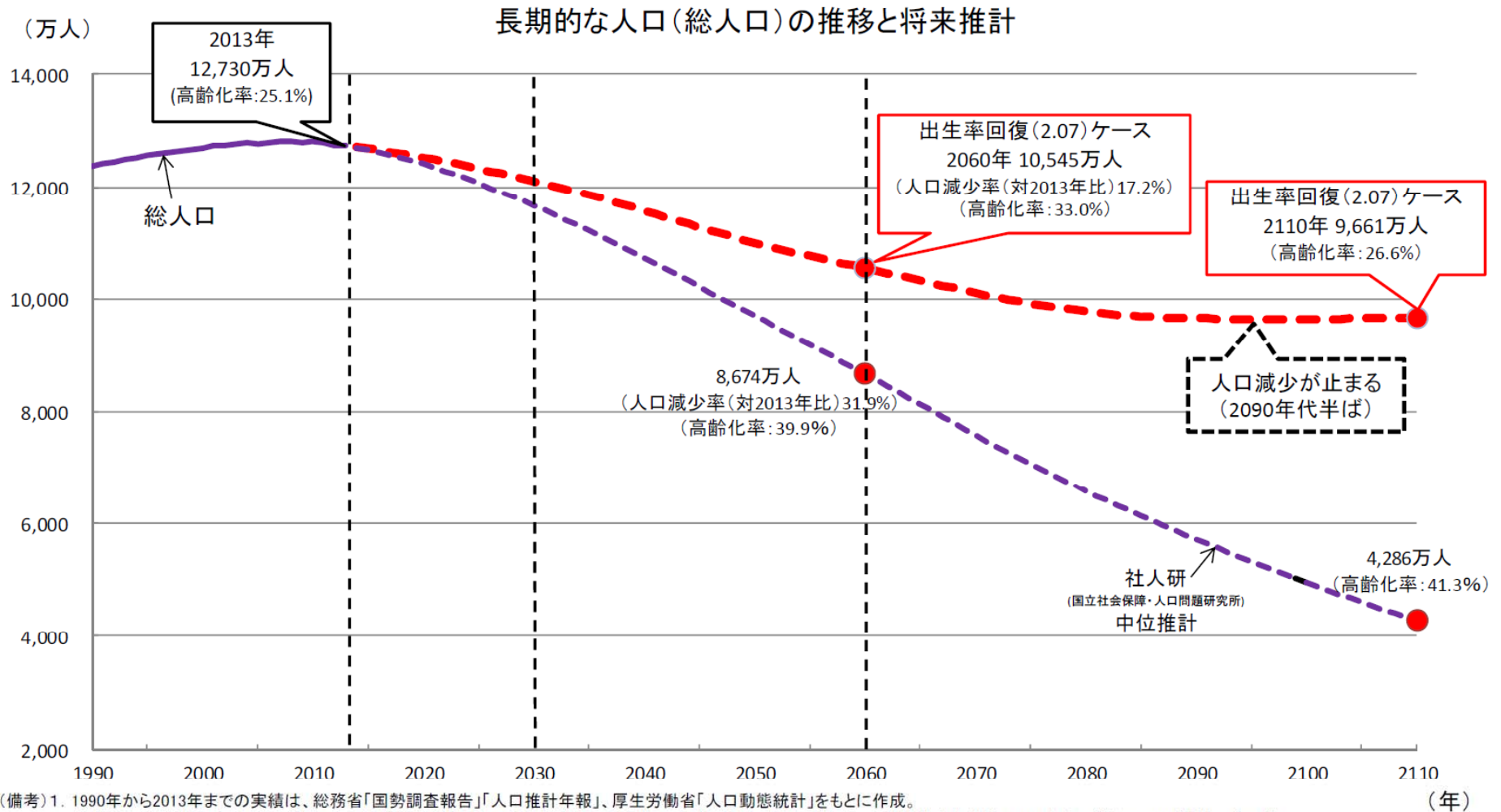
⑤信頼・規範

基盤的な制度、文化、公共心など社会の土台を大切にする

- ・日本の国土に育まれた伝統、文化、美意識、価値観の継承・発信
- ・国際貢献やルールづくりへ参加、世界に発信し続ける
- ・社会保障制度や財政の持続可能性の確保

参考5 選択する未来－人口急減・超高齢化社会を越えて、日本発成長・発展モデルを構築－(中間整理)

- 現状が続けば、2060年には人口が約8,700万人と現在の3分の2の規模まで減少。
- 2030年までに合計特殊出生率が2.07に回復する場合、50年後に1億人程度、さらにその一世代後には微増に転じる。



参考6 水インフラの老朽化への対応

- 平成25年11月にインフラ老朽化の推進に関する関係省庁連絡会議においてインフラ長寿命化基本計画を策定
- 平成26年5月に国土交通省が長寿命化基本計画に基づきインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定
 - ・将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築・継続的に発展
 - ・国民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンス産業の競争力確保の実現
- 各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定する
- 国土交通省のダムでは平成28年度までに個別施設計画を策定することとしている

1. 国交省の役割			
○各インフラに係る体制や制度等を構築する「所管者」としての役割		○インフラの「管理者」としての役割	
2. 計画の範囲		3. 中長期的なコストの見通し	
○対象: 国交省が制度等を所管する全ての施設 ○期間: 平成26～32年度(2014～2020年度)		○維持管理・更新等の取組のため、施設の実態の把握や個別施設計画の策定により、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要	
4. 現状・課題と取組の方向性			
	現状と課題	必要施策に係る取組の方向性	具体的な取組の例
点検・診断／ 修繕・更新等	○ 総点検対象施設以外の対応 ○ 人口減少等の社会構造の変化への対応 ○ 技術力を有する職員の不足 ○ 取組の着実な実施に必要な予算の確保 ○ 点検・診断等の担い手の確保	○ 全施設のメンテナンスサイクルの構築 ○ 施設の必要性、対策内容等の再検討 ○ 相談窓口機能、研修・講習の充実 ○ 交付金等による支援の継続・充実 ○ 入札契約制度等の見直し	○ 基準類に基づく適時・適切な点検・診断 ○ 個別施設計画に基づく修繕・更新・集約等 ○ 地公体職員を対象とする研修の充実・継続 ○ 防災・安全交付金等による取組の支援 ○ 適正な価格等の設定、発注ロットの最適化
基準類の整備	○ 基準類の位置づけが不明確 ○ 新たな技術・知見が未反映	○ 基準類の体系的整備 ○ 新たな技術や知見の基準類への反映	○ 位置付けを明確にした全基準類の見える化 ○ 適時・適切な基準類の改定
情報基盤の整備と活用	○ 台帳等の不備・未整備 ○ 情報の活用に向けた統一的管理が不十分	○ 点検・修繕等を通じた情報収集 ○ 情報の蓄積、地公体も含めた一元的集約	○ データベースの構築・改良、情報の蓄積・更新 ○ 関係者による情報の共有
個別施設計画の策定	○ 計画未策定の施設が存在 ○ 記載内容にバラツキ	○ 計画策定の推進と内容の充実	○ 計画策定対象の拡大 ○ 手引き等の整備・提供、交付金等による支援
新技術の開発・導入	○ 現場ニーズと技術シーズのマッチングが不十分 ○ 新技術の特性(適用条件等)が不明確	○ 産学官の連携とニーズ・シーズのマッチング ○ 新技術を活用できる現場条件などの明確化	○ ニーズを明確にした公募等による現場実証・評価 ○ 点検・診断技術の特性を明確にした維持管理支援サイトによる新技術の現場導入支援
予算管理	○ 非計画的な投資 ○ 対策費用を踏まえた財源が未確保	○ トータルコストの縮減・平準化 ○ 受益と負担の見直し	○ 個別施設計画に基づく計画的な対策 ○ 更新投資の財源確保に向けた検討
体制の構築	○ 技術者の技術力の評価が不十分 ○ 地公体単独での対応が困難 ○ 国民等の利用者の関与が不十分	○ 資格制度の充実、高度な技術力を有する技術者の活用 ○ 管理者間の相互連携体制の構築 ○ 国民等の利用者の理解と協働の推進	○ 民間資格の評価、国の職員等の派遣 ○ 関係者からなる組織による市町村への支援 ○ 現地見学等による広報活動
法令等の整備	○ 点検等の法令等の位置づけが不明確	○ 責務の明確化、社会構造の変化への対応	○ 維持・修繕の責務明確化
5. その他			
○計画のフォローアップにより、取組を充実・深化		○ホームページ等を通じた積極的な情報提供	

参考7 国土のグランドデザイン2050

○平成26年7月4日に国土のグランドデザイン2050が策定され、国土づくりの3つの理念として、多様性、連携、災害への粘り強くなやかな対応が求められる。
 ○ネットワーク化等による新しい集積の形成による生産性の向上、各種少子化対策等により中長期的に1億人程度の人口構造の保持、災害に対する安全性の確保するため、災害が発生しても、人の命を守り、致命的なダメージを受けない、災害に強い国土づくりが求められる。

コンパクト+ネットワークの意義・必要性

①質の高いサービスを効率的に提供

- 人口減少下において、各種サービスを効率的に提供するためには、集約化(コンパクト化)することが不可欠
- しかし、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小して、より高次の都市機能によるサービスが成立するために必要な人口規模を確保できないおそれ
- このため、ネットワーク化により、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保することが不可欠

②新たな価値創造

- コンパクト+ネットワークにより、人・モノ・情報の高密度な交流が実現
- 高密度な交流がイノベーションを創出
- また、賑わいの創出により、地域の歴史・文化などを継承し、さらにそれを発展

▶コンパクト+ネットワークにより「新しい集積」を形成し、国全体の「生産性」を高める国土構造

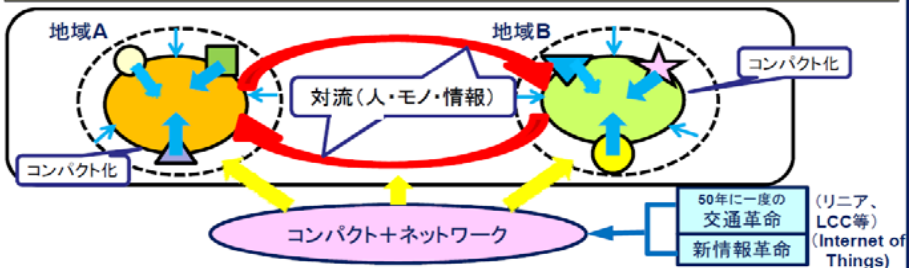
多様性と連携による国土・地域づくり

- 人口減少社会において、各地域が横並びを続けているは、それぞれの地域は並び立たず、サービス機能や価値創造機能が劣化
- しかしながら、我が国が長い歴史の中で育ててきた多様性が、近代化や経済発展を遂げる過程で徐々に喪失
- このため、

①まずは各地域が「多様性」を再構築し、主体的に自らの資源に磨きをかけていくことが必要

②その上で、複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進していくことが必要

- これにより、多様性を有する地域間で1)機能の分担・補完、2)目標を共有し進化、3)融合し高次の発展が図られ、圏域に対する高次のサービス機能の確保と新たな価値創造が可能に
- このような「多様性と連携」を支え、地域の多様性をより豊かにしていくのが、コンパクト+ネットワーク
- コンパクト+ネットワークは、50年に一度の交通革命、新情報革命を取り込み、距離の制約を克服するとともに、実物空間と知識・情報空間を融合させる
- (「距離は死に、位置が重要になる」 → その場所で何ができるかという「比較優位」)
- 人・モノ・情報の交流はそれぞれの地域が多様であるほど活発化(→対流)
- 対流のエンジンは多様性(温度差(地域間の差異)がなければ対流は起こり得ない。)
- 常に多様性を生み出していく必要



人と国土の新たなかかわり

○多様性を支えるふるさと

多様性のある地域で暮らす中で、人は地域に愛着を持ち、そこがふるさとになる。ふるさとが長い年月を経て、それぞれの文化を育み、人は地域の文化を呼吸しながら生きていく存在。住み慣れた地域に住み続けたい思いは最も大切していかなければならないものの1つ

○単一のベクトル(評価軸)から2つのベクトルへ

2つのベクトル(国際志向と地域志向)の下、国土、経済、地域、暮らしなどの各分野で戦略的サブシステムなど、多面的な仕組みを取り入れることが必要

○新しい「協働」

人々が各地の地域活動などに積極的にかかわっていく、新しい「協働」の時代へ

○女性の社会参画

女性の就業率と出生率は正の相関。男女がともに仕事と子育てを両立できる環境を整備し、女性の社会参画を推進

○高齢者の社会参画

元気な高齢者が知識、経験、技術を活かして地域で社会参画

○コミュニティの再構築

人が国土とかかわる上で、重要な舞台となるコミュニティが、都市化、核家族化等の中で弱体化。コミュニティを再構築し、多世代循環型でサステナブルなものに

▶各県の少子化対策と相まって、国民の希望通りに子供を産み育てることができる環境を整備することにより、出生率が回復し、中長期的に1億人程度の人口構造を保持

世界の中の日本

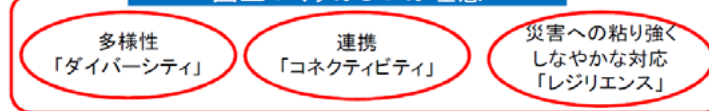
- グローバル化の中で日本が存在感を高めるには、日本独自の価値を磨いて、世界の人々に多面的な価値を提供できる場とする必要
- このため、全国津々浦々を世界に通用する魅力ある地域へ。地域の宝を見出し、それを磨き、世界への情報発信を積極化
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、東京だけでなく、日本の姿を世界に見せる絶好のチャンス

災害への粘り強くなやかな対応

・災害に対する安全を確保することは、国土づくりの大前提

- 国民の生命、財産を守ることが最優先。一方で、災害に対する安全の確保はグローバル社会における我が国経済とその信用力の基盤
- 巨大災害のリスクを軽減する観点からも、依然として進展する東京一極集中からの脱却
- ・災害が発生しても人命を守り、致命的なダメージを受けない、災害に強い国土づくり

国土づくりの3つの理念



参考8 国土のグランドデザイン2050 基本的戦略(抜粋)

- 経済的な観点では、3大都市圏における、世界最大のスーパー・メガリージョンの形成が求められる。
- 災害時の対応の観点では、ネットワークの多重性・代替性の確保、広域ブロック間の連携の強化、災害リスクの評価・共有、これを踏まえた防災・減災対策の重点化が求められる。
- 老朽化・維持管理の観点では、既存ストックの最大限の活用、インフラの管理レベルを考慮した効率的・効果的な維持管理を行うことが求められる。

スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成

- ・リニア中央新幹線の整備により、三大都市圏がそれぞれの特徴(東京圏の国際的機能、名古屋圏の先端ものづくり、大阪圏の文化、歴史、商業)を発揮しつつ一体化し、世界最大のスーパー・メガリージョンが形成され、世界から人・モノ・カネ・情報を引き付け世界を先導
- ・スーパー・メガリージョン内外の人・モノ・情報の高密度な連携を促進

日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進

- ・東日本大震災では、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図り、両面を活用する重要性が再認識
- ・ユーラシアダイナミズムへの対応と災害に強い国土づくりの観点から、日本海側と太平洋側の連携を強化
- ・広域ブロック相互間の連携を強化

美しく、災害に強い国土

- ・災害リスクの評価・共有と、これを踏まえた防災・減災対策の重点化

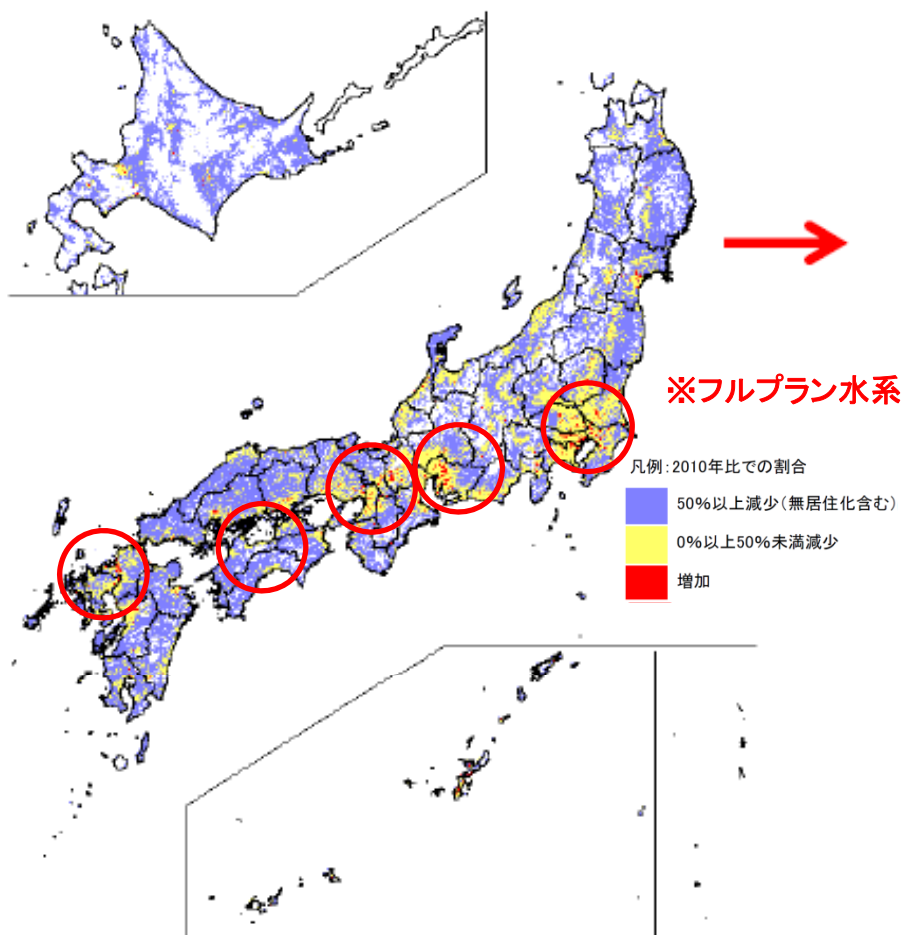
インフラを賢く使う

- ・インフラの整備に加え、使い方を工夫することで、既存ストックを最大限に活用。「対流基盤」としてのインフラの高度化とともに、先進技術を積極的に活用し、より頭脳化された「スマート・インフラ」への進化を促進
- ・インフラの管理レベルを考慮し、効率的・効果的な維持管理を行いつつ、インフラの特性や利用状況等を踏まえ、必要に応じ、更新等を行うほか、機能連携、用途変更、統廃合等を実施
- ・ITS技術の活用による円滑かつ安全な道路交通サービスの実現、ダム運用の高度化、地方空港の利活用の促進、港湾におけるITの活用による物流効率化の促進等

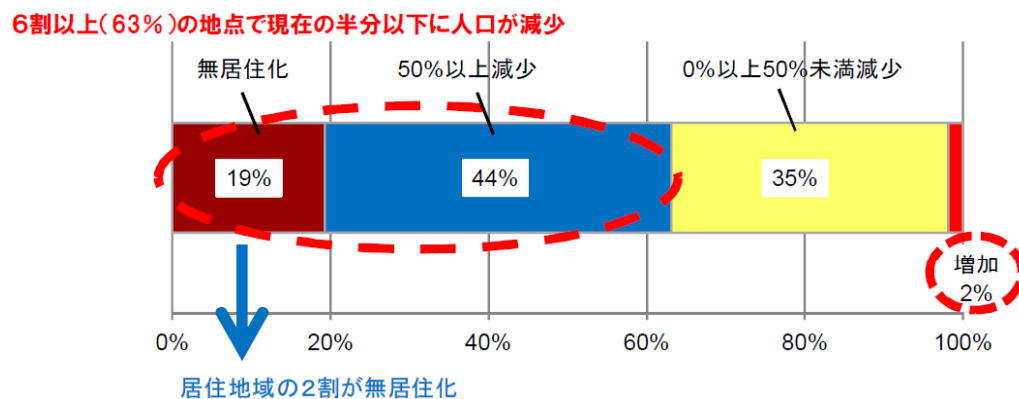
参考9 国土のグランドデザイン2050

- 全国を「1km²毎の地点」で見ると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地の6割以上を占める（※現在の居住地は国土の約5割）。
- 現状のまま推移すれば、急激な人口減少とその地域的な偏在は避けられない。

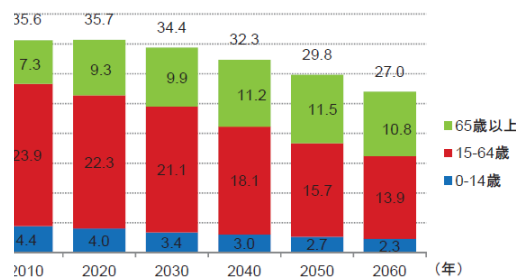
【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



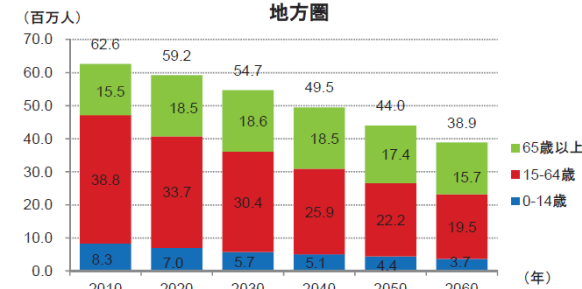
人口増減割合別の地点数



東京圏



地方圏



地域毎の将来推計人口の動向